第三十九条の七（見出しを含む。）中「第七十三条の二十七の六第一項」を「第七十三条の二十七の七第一項」に改める。

第四十八条の十三第二項中「第八十一条の十五の規定」の下に「並びに地方法人税法第十二条第一項及び第二項の規定」を加え、「、第三百二十一条の八第二十四項」を「、法第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第二十八項中「第六項又は第十八項」を「第八項又は第二十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「第五項ただし書」を「第七項ただし書」に、「百分の十二・三」を「百分の九・七」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第十九項」を「第二十一項」に、「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十四項中「第十九項」を「第二十一項」に、「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条中第十九項を第二十一項とし、第十八項を第二十項とし、第十七項を第十九項とし、同条第十六項中「第七項」を「第九項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十四項中「第七項」を「第九項」に改め、同項第二号中「第六項後段」を「第八項後段」に改め、同号イ中「第二十三項第一号」を「第二十五項第一号」に、「第百五十五条の三十第一号」を「第百五十五条の二十九第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七項」を「第九項」に、「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第七項」を「第九項」に、「第六項」を「第八項」に、「第九項各号」を「第十一項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第七項」を「第九項」に、「第六項」を「第八項」に、「第八項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七項」を「第九項」に改め、同項第三号中「第二十一項第三号」を「第二十三項第三号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項第二号中「第二十項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第十二項、第十九項及び第二十二項」を「第十四項、第二十一項及び第二十四項」に改め、同項第一号中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「国税の控除限度額」を「法人税の控除限度額」に、「百分の十二・三」を「百分の九・七」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法第三百二十一条の八第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第百四十二条の三に規定する地方法人税の控除限度額とする。

5　法第三百二十一条の八第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第二項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第百五十五条の三十に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額とする。

第四十八条の十五の三第一項第三号及び第四十八条の十五の四第一項第三号中「法人税の額」の下に「及び地方法人税の額」を加える。

第四十九条の十一の次に次の一条を加える。

（法第三百四十八条第二項第十号の二の政令で定める者）

第四十九条の十一の二　法第三百四十八条第二項第十号の二に規定する政令で定める者は、社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次条から第四十九条の十五までにおいて同じ。）以外の者で児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の認可を得たものとする。

第四十九条の十二の見出し及び同条第一項中「第三百四十八条第二項第十号の二」を「第三百四十八条第二項第十号の三」に改め、同条第二項中「第三百四十八条第二項第十号の二」を「第三百四十八条第二項第十号の三」に改め、同項第一号中「（日本赤十字社を含む。以下この条から第四十九条の十五までにおいて同じ。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（法第三百四十八条第二項第十号の四の政令で定める者）

第四十九条の十二の二　法第三百四十八条第二項第十号の四に規定する政令で定める者は、学校法人及び社会福祉法人以外の者で就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項若しくは第三項の認定又は同法第十七条第一項の設置の認可を受けたものとする。

第四十九条の十三（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第十号の三」を「第三百四十八条第二項第十号の五」に改める。

第四十九条の十四（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第十号の五」を「第三百四十八条第二項第十号の七」に改める。

第四十九条の十五の見出し及び同条第一項中「第三百四十八条第二項第十号の六」を「第三百四十八条第二項第十号の八」に改め、同条第二項中「第三百四十八条第二項第十号の六」を「第三百四十八条第二項第十号の八」に改め、同項第十号中「一時預かり事業」の下に「、病児保育事業、子育て援助活動支援事業」を加える。

第四十九条の十六（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第十号の七」を「第三百四十八条第二項第十号の九」に改める。

第五十一条の三を削る。

第五十一条の二の四（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第十七号の二」を「第三百四十八条第二項第十八号」に改め、同条を第五十一条の三とする。

第五十一条の十六の四中「非課税地方独立行政法人以外の者が使用しているものその他の」を削り、同条第一号中「法第二十五条第一項第一号に規定する非課税地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）」を「地方独立行政法人」に改める。

第五十四条の三十二第一項第四号中「第七十三条の二十七の二第一項」を「第七十三条の二十七の三第一項」に改め、同項第六号中「第十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同項第六号四号中「第七十三条の二十七の二第一項」を「第七十三条の二十七の三第一項」に改め、同項第六号中「第十六条第一項」を「第四十二条第一項」に、「本号」を「この号」に改める。

第五十四条の四十六第一項中「第七十三条の二十七の六」を「第七十三条の二十七の七」に改め、同条第二項第一号中「第七十三条の二十七の二」を「第七十三条の二十七の三」に改め、同項第二号中「第七十三条の二十七の三」を「第七十三条の二十七の四」に改め、同項第三号中「第七十三条の二十七の四」を「第七十三条の二十七の五」に改め、同条第六項第四号及び第五号中「第七十三条の二十七の四」を「第七十三条の二十七の五」に改める。

第五十六条の二十六の三（見出しを含む。）中「第七百一条の三十四第三項第十号の二」を「第七百一条の三十四第三項第十号の三」に改める。

第五十六条の二十六の四（見出しを含む。）中「第七百一条の三十四第三項第十号の三」を「第七百一条の三十四第三項第十号の四」に改める。

第五十六条の二十六の五中「小規模住居型児童養育事業」の下に「、病児保育事業、子育て援助活動支援事業」を加える。

第五十六条の八十八の二第二項中「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第三項中「十二万円」を「十四万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「三十五万円」を「四十五万円」に改め、「（当該世帯主を除く。）」を削り、同条第二項第二号ロ中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同号ハ中「三十五万円」を「四十五万円」に改める。